

このように、これは、愛知県警と名古屋地検岡崎支部のウェブ技術に関する無理解と、その無理解さに対する無自覚から生じた、誤認事件だと筆者は思う。実際、複数のサイバー犯罪担当の警察関係者が「愛知のあの事件はあり得ない」といった趣旨のことを、筆者ほか述べている。しかし、一旦下された処分が覆されることはないし、検察が誤りを認めることは今後もないであろう。

図書館と岡崎市の対応

この事件は、朝日新聞名古屋本社と調査報道班が早い時期から取材を続けていた。紆余曲折を経て、8月21日朝刊(東京版では夕刊)で大きく扱われ、「図書館ソフトに不具合があり、大量アクセスによる攻撃を受けたように見えていた」と報道された。

これで一件落着かと思われたが、その日、図書館がマスコミ取材に対応した結果、「図書館側のソフトに不具合はなく、図書館側に責任はない」という館長のコメントが報道され、すべてがひっくり返されてしまった。これに対し、技術者からは、図書館に対する非難の声が沸き上がった。

そして9月1日、岡崎市は「岡崎市

立中央図書館のホームページへの大量アクセスによる障害について」という文書を発表。そこには、「一般利用とは異なり短時間に大量のアクセスが行われている」「大量アクセスを行った人物が逮捕され起訴猶予処分となっている」という記述があり、逮捕が正当なもので、Aさんの行為が犯罪に該当することを追認するものであった。これにより、さらに図書館への非難の声が増していった。

この情勢に変化が訪れたのは、9月下旬のこと、三菱電機ISのさまざまな管理が原因で岡崎市立中央図書館の個人情報流出していた事実が発覚してからである。詳しくは省略するが、11月に岡崎市は三菱電機ISを指名停止処分している。

筆者には、この別事件の発覚によって図書館が業者の呪縛から解かれたように見えた。10月には図書館長とAさんの面談が実現している。その際、図書館側はAさんに対し、「ITの知識がないので業者の言うことをそのまま信じざるを得なかった」「逮捕に至るきっかけを作ってしまった申し訳ない」「被害届は出したが、逮捕など大事になるとは思っていなかった」と述べたという。

東京都青少年健全育成条例改正をめぐって

明治大学国際日本学部准教授

藤本由香里

昨年12月、出版界をはじめ、日弁連・

東京弁護士会・第二東京弁護士会・日本ペンクラブ・日本劇作家協会・日本シナリオ作家協会・日本図書館協会：その他の反対を押し切って「東京都青少年健全育成条例改正案」が成立した。と、こう書いただけでも、「あれ?」と思われる方がいらっしゃるに違いない。この問題については、「規制しようとする行政 vs. 規制に反対する業界」という構図で報道されるばかりで、出版業界ばかりでなく非常に広範な団体がこの条例改正に反対の声明を出しているということすらほとんど知られていないからだ。

また、「過激な性描写」「悪質な性描写」規制などと報道されたので、今回初めてマンガが規制されるかのよう

に誤解している人も多いと思う。

だが、実は現在でも、いわゆるポルノグラフィールにあたるものには「成人コミック」マークが付けられ、18禁の棚に並べられている。また、内容的に成人指定すべきなのにそうになっていない図書は、審議会にかけられて「不健全図書」指定され、青少年への販売が禁止される。しかも、この「不健全図書」指定対象は年々減ってきており、今回の改正案の基となった青少年健全育成協議会答申37頁でも、「18歳未満の青少年が閲覧する図書類の販売状況は相当程度改善されてきた」と明言されているのだ。

ではなぜ新たな規制が導入されたのか。東京都が意図した「東京都青少年健全育成条例改正案」とはどのような

その後、12月の岡崎市長の定例会見でこの事件が解決済みとして触れられたのをきっかけに、再び報道があり、それを受けて9月1日の岡崎市の発表文がようやく削除され、さらには、岡崎市内の市民団体「りぶらサポータークラブ」の仲介で、岡崎市と図書館に對して、被害届を取り下げるよう正式な申し入れが行われるに至った。本稿執筆時点ではこれが最新の状況である。図書館や岡崎市には何度も方向転換する機会があったにもかかわらず、事態を長引かせる結果となった。

筆者は、逮捕報道の直後の時点で、疑問を感じて図書館に電話して意見を述べている。電話に出たのはこの事件に對した担当者で、図書館側の事実関係については話してくださるもの、こちらから述べる意見に対しては、「ああそうですかはい」と相づちを打つだけで、まったく聞く耳持たずの状態だった。この時点で事件性がないことを理解できれば、すぐに被害届を取り下げて、Aさんの勾留もなかったかもしれない、残念でならない。

起訴猶予処分の後、非難の声があがると、愛知県警は「被害者を重視して捜査したまでだ」と言い、図書館は「警察

内容で、どのような問題を含んでいたのか、また含んでいるのか。どのような経緯で改正案は成立してしまったのか。これはそれを解説しようとする試みである。

3月改正案の最大の問題

これまでもマンガの表現規制が問題になったことは何度もあった。しかしそれは、よくも悪くもマンガを問題視する市民の声が最初にあつて、規制は必要なのか、必要だとすればどんな規制が必要か、それは法による規制でなければならないのか、というふうに議論が展開した。しかし今回は、市民の声が存在しないのに、いきなり条文が提出された。しかもそれが、とんでもない内容の条文だったのである。

まず、昨年の3月議会に提出された改正案の第7条では、アニメやマンガに描かれた、18歳未満と判断されるキャラクターを「非実在青少年」と呼び、「非実在青少年の肯定的な性描写」を規制しようとした。このとき、想像上のキャラクターを、何をもちて18歳未満と判断するのかなど、「非実在青少年」という言葉の曖昧さや恣意性が話題になったが、実は最大の問題は、この

うながされて被害届を出しただけだ」と言い、互いに責任を擦り付け合った。図書館は、報道の後になっても世論に耳を傾けず、業者の言い分に惑わされて、真実が何かを見誤った。

この事件は図書館とAさんだけの問題ではない。これが前例となつて、技術者が今後も同様に逮捕されかねないことが問題であり、実際、愛知県警は6月の時点で、電話で問い合わせた技術者に対して、「同じ状況であれば逮捕します」と告げている。

Aさんと同様のソフトウェア開発をしている何人も人が、恐ろしくて続けられないと発言しているし、これを機会に中止されたウェブのサービスがあったことも判明しており、重大な萎縮効果が生じている。

その懸念があるからこそ新聞各社がこの事件を報じているのに、図書館と岡崎市は抜本的な措置を自ら取るうとはしなかった。岡崎市には社会の一員としての責任の認識が欠けていると言わざるを得ない。

《参考文献》

- (1) 岡崎図書館事件文献リスト
<http://takagi-hironiisu.jp/misc/libhack/ksk/bibhtml>

7条の自主規制条項に加えて、それが守られているかどうかを監視する「責務」を、「都と事業者と全都民」に課す18条がセットになっていたことにある。これがあると、たとえば、ある作品に高校生の性描写が含まれていた場合、誰か一人が抗議すれば、書店や図書館はそれに応じて本を棚から即刻排除する義務を負うことになる。しかもこれはあくまで「自主規制」であるから、どれほど拡大解釈されようと、あとからそれを検証することもできず、問題にすることもできない。この改正案は、いわば広範な「悪書狩り」に道をひらきかねない、非常に危険な法だったのである。実際、これには前例があつて、1999年に児童ポルノ法が成立したばかりの頃、「児童ポルノ」の範囲に創作物は含まれないにも拘わらず、心配したある大型書店チェーンの店頭から、手塚治虫文化賞も受賞した名作である『バガボンド』や『ベルセルク』がいつせいに排除されてしまったことがある。また2008年には、「子供に悪い影響を与える」という、一人の電話によって、大阪・堺市の図書館でB.L小説(『男同志の恋愛や性をテーマとした女性向けの小説』)5000冊がいつせいに棚か

ら外され、廃棄寸前になったこともあ
る。いずれも、それを店頭から排除する
根拠となる法律がない、過剰規制であ
る、等の理由で最終的にはまた棚に戻
されたが、この改正案は、そうした図書
排除に法的根拠を与えるものであった。

また、同じ18条には、国会で承認さ
れていない「児童ポルノの単純所持の
禁止」も盛り込まれていた。
つまり3月の改正案は、非常に問題
が多いとして国会を通らないでいる児
童ポルノ法の改正案、すなわち、「児
童ポルノの単純所持規制」と「被害者
のいない創作物をも児童ポルノとみな
すこと」の二つを、条例で先に規制し
てしまおうとするものだったと言える。

わずか2票差で否決に

さすがにこの改正案は3月の議会で
継続審議となり、6月の議会で否決さ
れたが、3月はじめの時点では、これ
がそのまま通ってしまいうような情勢で
あった。実際、都議会では、知事提案の
条例案が継続審議になったのはなんと
30年ぶり、否決されたのは12年ぶりの
ことであった。今回は、野党第一党であ
る民主党の若手都議の中に、この改正
案に強い疑問を持った都議たちがいた

引き延ばされ、西沢都議のもとにパブ
リックコメントが届けられたのは、議
会が閉会して1ヶ月以上たった4月末。
しかもかなりの部分が黒塗りされたも
のであった。黒塗りの大部分は、すで
に公表されている青少年健全育成協議
会での各委員の発言内容であり、西沢
都議によれば、2週間で1581件寄
せられたパブリックコメントのうち、
答申素案に賛成するものは16件くらい。
かなり甘く通っていても、賛成は40
件くらいだったという(5月17日、豊
島公会堂における集会での都議自身か
らの報告による)。

問題のある都の姿勢

また、マスコミでこの条例が取り上
げられるようになって以来、東京都は
3月・4月と二度にわたってこの改正
案についての解説を発表したが、その
内容と実際の条文との間には食い違い
があり、中でも4月に都が発表した
「質問回答集」の説明は、条文とはお
よそかけ離れた内容であった。たとえ
ば、都が発表した、条例改正について
の「質問回答集」では、規制の対象は、
「正当な理由なく、読者の性的好奇心
を満足させることを目的として、不当

こと、3月半ばに著名なマンガ家であ
る、ちばてつや・里中満智子・永井豪・
竹宮恵子各氏を交えた記者会見が開か
れてマスコミの注目が集まり始めたこ
となどもあって、最終的に情勢は逆転
し、全野党が一致して否決にまわった
が、それもわずか2票差のことである。
これが内閣提出の法案であれば、事
前に内閣法制局の厳格な審査があり、
憲法違反の可能性が極めて高い条文が
そのまま出てくることはまずないと思
われる。東京都では、総務局総務部文
書課が条例案の策定の取り纏めをする
ことになってはいるようだが、知事から
の独立性の問題もあり、その審査力が
今回有効に機能したかどうかには疑義
が残る。今回は全野党の票を集めてか
ろうじて過半数を上回ったが、議会で
与党が過半数を占めていれば、およそ
どのような条文でも通してしまえるの
ではないか、というのは地方議会が抱
えている大きな問題だと言えるだろう。

12月改正案の問題点

さて、この「予想外」の否決を受けて、
次に都が出してきた12月の改正案では、
規制対象は、「刑法法規に触れる性行
為」および「婚姻を禁止されている近

に賛美したり強調したりしたものに限
定」とか「子供と大人、又は子供どう
しの性行為が、全編の大部分にわたっ
て描かれたような、いわゆる「エロ漫
画」のうち、子供との性行為の描写が
メインとなっているものに限られま
す」などとしているが、条文にはそん
な限定は一切なかった。また解説の中
に類出する「子供」「児童」という語
感とは違って、規制の対象は、「18歳
未満」と判断される「非実在青少年の
肯定的な性描写」一般であった。
先述の通り、この「質問回答集」の
対象である3月改正案は6月に否決さ
れたが、その後、東京都は11月までの
間に都内のPTAを回って、計81回の
「説明会」を行い、「こんなマンガ(そ
れが成人コミックマークがついたもの
であったのか、あるいは、そこから漏
れた少数のマンガ作品であったのかは
不明。両方が混ざっていた可能性もあ
る)が「下ラえもん」の隣に並べられて
いる」「それを防ぐ」とするいい条例だ
ったのに、民主党のせいで否決されて
しまった」と説明してまわったという。
しかしこの時は条例改正の「意図」
は語られたものの、条文そのものにつ
いては説明されず、このため、民主党の

親者間の性行為を「不当に賛美または
誇張」して描いたもの、とされた。「刑
罰法規に触れる性行為」には、強姦・強
制わいせつ等に加え、いわゆる「淫行条
例」も入るので、旧改正案の「非実在青
少年の肯定的な性描写」という規制範
囲は実はまるまる残っていると見える。
ただ、今回はあくまでも「不健全図
書」指定範囲の拡大なので、指定には
審議会を通す必要がある。指定の対象
とされた本も、審議過程も、事後的に
ではあるが検証できるので、一定の歯
止めがあるのは救いである。しかし、
これまでの「不健全図書指定」の要件が
あくまで性的刺激の強さを問題にして
いたのに対し、今回の指定範囲拡大で
は、性的刺激の程度は弱くとも、「モラ
ルに背く行為」へと表現規制の範囲を
拡大してきていることは問題となる。
ここで「違法行為を不当に賛美・誇
張」する作品など規制されて当然、と
いう声も出そうだが、その考え方で行
くなら、「ルパン三世」も『ONE
PIECE』も規制されることになる。
そもそもSFもファンタジーも歴史物
もある創作物を、現代日本の法律で規
制しようというところに無理があるの
だ。先に述べたように、日弁連や東京

都議たちのなかには「エロ議員」「子
供の敵」などとののしられた人もいた
らしい(9月議会で民主党の松下都議
が質問。この時点での説明会は72回。そ
の他、この説明会を聞いた人たちのプ
ログ、他の都議の話などを参考にした)。
12月の議会で民主党が賛成にまわっ
たのは、このような説明会を今後も続
けられたら選挙に影響するという判断
が大きい。そうした背景の中で、事前
に都と都議会民主党執行部の交渉は行
われていたようだが(だからこそ、新
改正案がまだ議会で提出されておらず、
ほとんどの議員が改正の内容を知らな
い時期に「今回の改正案に民主党は賛
成の見込み」という複数の新聞報道が
出ている)、新改正案の内容が公表さ
れたのは、12月議会提出のぎりぎりの
11月22日のことであった。

その後、新聞やテレビの報道も相次
ぎ、コミック十社会のアニメフェア出
展拒否宣言などもあって、民主党内
も賛成に慎重な意見が半数近くを占め
るような情勢になったが、結局は時間
切れで結論を執行部に一任。12月15日、
改正案が成立した。
このような審議過程がはたしてフェ
アなものであったかには、おおいに疑

弁護士会、日本ペンクラブ、日本劇作
家協会、日本シナリオ作家協会など、
反対声明があいついだ理由である。
不透明な審議過程
以上、主に条文が抱える問題を中心
に検討してきたが、今回の条例改正に
あたっては、その審議過程にも大きな
問題があった。
まず、この改正案の基となる答申を
提出した「青少年健全育成協議会」の
メンバーは「規制賛成」の委員ばかり
で占められ、業界関係者など、規制に
慎重な立場の人が一人も入っていない
ことである。さらに改正案では、協議
会答申が「国会に成立を求めていくべ
き」としていた「児童ポルノの単純所
持の禁止」をすでに条文として盛り込
むなど、協議会が出した答申よりもさ
らに踏み込んでいくように見える。
また協議会の答申は公表され、パブ
リックコメントが求められたのである
が、3月議会で都議から要求されても、
都はパブリックコメントの公表を拒否
し、「情報公開請求」によらなければ
公表できないとした。このため、質問
した西沢けいた都議が情報公開請求を
行ったが、公開は期限のぎりぎりまで

問が残る。
条例改正と符合する動き
しかし、何より大きいのは、200
4年までは青少年健全育成条例の担当
部署は東京都生活文化局だったものが、
2005年夏、条例の担当部署が、そ
のかかりの部分が警察庁と警視庁から
の出身者で占められる「東京都・青少
年治安対策本部」に変わったことであ
る。このことを知ると、12月の改正案
の規制対象がなぜ「刑法法規に触れ
る」性行為であるのか、をはじめ、す
べてのピースがきれいにはまる気がす
る。今回の都条例改正は多分に、「治
安立法」の性格を持つのである。
『週刊朝日』12月24日号掲載の「マ
ンガ規制条例」の裏に蠢く「警察利
権」の中には、「そもそも『青少年の
健全育成』と『治安対策』を同列に扱
い、それを警察出身者が牛耳るなど
という事態は異様ですから」という匿
名の都幹部の発言も紹介されている。
東京都のこうした体制は特殊なもの
ではあるが、今回の都条例改正問題が、
「地方自治」や「条例」というもの
あり方について問いかけたものは大き
いと思われる。